**メール配信サービス**　町では、登録された方に携帯電話やパソコンに災害情報、防犯情報、行政情報を電子メールで配信しています。ぜひご登録ください。登録方法は、町ホームページまたは公共機関に備え付けのチラシをご覧ください。
**問合せ**　秘書広報課　TEL 557―7497

# INFORMATION インフォメーション

## 税

### 従業員の町・都民税を給与天引きしていない事業者の方
～特別徴収にご協力を～

西多摩地区の市町村では、納税しやすい環境づくりのため、町・都民税の給与天引き（特別徴収）を推進しています。

法令の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、従業員の町・都民税を毎月の給与から特別徴収し、町に納付することになっています。

特別徴収する税額は町から通知しますので、所得税のような税額計算や、年末調整をする手間は掛かりません。

また、従業員の納付についても利便性が向上することになりますので、ご理解いただき、特別徴収についてご協力をお願いします。

**問合せ**　税務課　TEL 557―7519

### 国民健康保険税のお支払い方法について

国民健康保険税のお支払い方法について、現在年金からの特別徴収（天引き）となっている方でも口座振替に切り替えることができます。

※ただし、口座振替に切り替えても未納が発生した場合は、再び年金からの特別徴収（天引き）になることがあります。

**問合せ**　税務課　TEL 557―7519

### 今月の納期

◎国民健康保険税…第8期
◎介護保険料…第8期
◎後期高齢者医療保険料…第8期

納期は2月29日㈬です。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

## 年金

### 付加保険料の申し出は大変お得です

**【付加保険料とは】**

国民年金保険料を納めた期間（厚生年金等の加入期間を含みます）と国民年金保険料の納付を免除された期間が25年（300月）以上ある方は、65歳から老齢基礎年金が支給されます。

年金額を少しでも多く受給したい方につきましては、国民年金保険料と併せて付加保険料（月額400円）を納付されると、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給されます。

※付加保険料の納付を希望される方は、申出書の提出が必要となります。

※国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

※納付期限（対象月の翌月末）を経過しての納付はできません。

**【付加年金の年金額】**

200円×付加保険料を納付した月数

**(例)付加保険料を10年間納付した場合**

**【付加保険料の納付額】**

400円×12月×10年＝4万8000円

**【付加年金の年金額】**

200円×12月×10年＝2万4000円

この場合、2万4000円の付加年金が毎年、老齢年金に上乗せして受け取れます。

### 不用品交換　交渉は当事者間で

※費用が掛かるものがあります

**ゆずります**

▶食器セット（おわん、お茶わん等30個）　▶ベビーベッド　▶ベビー服（女子用・冬物70センチ位）　▶犬小屋（新品）　▶マタニティウエア（S～M）　▶ベビーバス　▶ベッド（セミダブル）　▶ロデオボーイ（健康器具）

**ゆずってください**

▶自転車　▶おもちゃ（幼児用）　▶ベビー服（女子用90センチ位）　▶CDデッキ

問合せ　産業課　TEL 557―7633

## お知らせ

### 農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会では、農業委員会委員選挙人名簿（1月1日現在調製）の縦覧を行います。

この選挙人名簿は年1回の登録で、名簿の確定は3月31日です。

**期間**　2月23日㈭～3月8日㈭
**時間**　午前8時30分～午後5時
**場所**　選挙管理委員会（総務課内）
**問合せ**　選挙管理委員会　TEL 557―0614

**申込み**
▼住民課　TEL 557―7578
▼青梅年金事務所　TEL 0428(30)3410



**つけましたか？　住宅用火災警報器**　すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見することで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減されます。大切な家族や財産を守るため、一日も早く設置しましょう。
**問合せ**　福生消防署 警防課　TEL 552―0119

### ご存じですか　検察審査会

交通事故、詐欺などの被害に遭ったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれないなど、不服を持っている方のために検察審査会があります。費用は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

検察審査会では11人の審査員が事件の審査に当たります。審査員は、選挙権を持っている方の中から「くじ」で選ばれます。

審査員に選ばれたときには、国民の代表としてご協力をお願いします。

**問合せ**　立川検察審査会事務局　TEL 845―0292

### 2月は省エネルギー月間です

**【3つのポイント】**

①設定温度は控えめに
冬は20度、夏は28度に設定しましょう。

②スイッチはOFF
見ていないテレビや照明は小まめに切りましょう。

③待機電力のカット
就寝中や外出時はプラグを抜きましょう。

**問合せ**　管財課　TEL 557―7486

### 競争入札参加資格審査申請受付

平成24・25年度の建設工事等競争入札参加資格審査および物品買入れ等競争入札参加資格審査の申請受付を行います。

**日時**　2月1日㈭から（随時）午前9時～正午　午後1時～5時
**場所**　管財課
**内容**　▼工事（測量・設計を含みます）　▼物品
**有効期間**　平成24年4月1日～平成26年3月31日
**対象**　町内の事業者（他市町村に事業所を有する場合、他市町村にも入札参加を希望する場合は不可）
**申込書類**　町様式
※2月1日㈭から管財課で配布します。
**問合せ**　管財課　TEL 557―7487

### 猫を飼っている方へのお願い

猫を飼うときは、「屋内飼育」「不妊・去勢手術の実施」「身元の表示」の3つのマナーがあります。

猫を屋外で飼うことは、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど、猫自身への危険だけでなく、ふん尿の不始末や車へのキズ付けなどで近隣への迷惑になってしまいます。人と猫がともに暮らすために、その環境にふさわしい飼い方をしましょう。

また、猫が交通事故にあうケースも多く見受けられます。不幸な猫を増やさないために、飼えなくなった猫を捨てないでください。

**問合せ**　環境課　TEL 557―0544

### テレビの処分について

不要なテレビは、大きさを問わず、家電リサイクル法でその処理方法が定められています。適正な処分にご協力をお願いします。

▼買い替える場合…販売店へご相談ください。

▼処分だけの場合…収集運搬業者に依頼するか、指定引取場所（立川市内ほか）へ直接搬入してください（別途家電リサイクル券の手続きが必要です）。

※詳細は「ごみ・資源物収集カレンダー」をご覧いただくか、環境課へお問い合わせください。

**問合せ**　環境課　TEL 557―7706

### 悪質な投資勧誘にご注意ください

悪質な業者による未公開株などの投資勧誘の被害が多発しています。

突然の電話や郵便でくるもうけ話を簡単に信じてはいけません。特に、電話勧誘には、決してすぐに返事をしてはいけません。少しでも不審に思ったら、すぐに関東財務局相談窓口へご相談ください。

**受付**　平日の午前9時～午後5時（正午～午後1時は除きます）

**問合せ**
関東財務局 東京財務事務所
▼理財第5課（未公開株取引等）　TEL 03(5842)7016
▼理財第6課（ファンド取引等）　TEL 03(5842)7145

### 「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定しました

東京都と区市町は、公園緑地の計画的な整備促進を図るため、優先的に事業を進める「優先整備区域」等を定める標記方針の改定を行いました。

優先整備区域のうち、新規事業化区域については、今後10年間のうちに公園整備事業の着手（事業認可の取得）を予定しています。また、今回新たに優先整備区域に含まれることとなった区域は、7月以降、都市計画法第53条に基づく建築制限に係る緩和措置（3階建てまで建築可）の適用がなくなります。

優先整備区域など整備方針の詳細については、次の問い合わせ先かホームページでご確認ください。

ホームページ　http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/